

○発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令案・二段表

改正案	現行
<p>発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令</p> <p>(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。) 別表第一の五の項のイからヲまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種事業」という。)に係る環境影響評価法(平成九年法律第八十号。以下「法」という。) 第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 第一種事業の実施が想定される区域(以下「第一種事業実施想定区域」という。) 及びその面積</p> <p>二 第一種事業に係る電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。) その他の設備に係る事項</p> <p>(計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針)</p> <p>第二条 第一種事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。</p>	<p>発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令</p> <p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(構造等に関する複数案の設定)

第三条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数案(以下「構造等に関する複数案」という。)を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないことその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。

2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

(配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握)

第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容(以下「配慮書事業特性」という。)並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「配慮書地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 配慮書事業特性に関する情報

イ 第一条各号に掲げる事項

ロ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

ハ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

二 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要

ホ 第一種事業に係る工事の実施(この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。)に係る期間及び工程計画の概要

ヘ その他第一種事業に関する事項

二 配慮書地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(新設)

(新設)

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)(の状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)(の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6) 下水道の整備の状況

(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び

当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8) その他第一種事業に関する事項

2 | 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体(第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。)(、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域
- 二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域

（計画段階配慮事項の選定）

第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

- 一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であつて第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

- 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

（新設）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）

4| 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

5| 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第一項の規定により選定された事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の

（新設）

注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であつて、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であつて、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なものが困難である脆弱なもの

ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であつて、地域において重要な機能を有するもの

ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であつて、地域を特徴付ける重要なもの

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発存量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発存量その他の環境への負荷の量の程度をそれぞれ把握する手法

(調査の手法の選定の留意事項)

第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法））

三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2| 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3| 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

(新設)

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

(予測の手法の選定の留意事項)

第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法(定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法)

二 予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

(評価の手法の選定の留意事項)

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たって

(新設)

(新設)

は、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理し、これらと比較すること。

二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。

四 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項)

第十条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法(この条において「手法」という。)の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

2| 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案(第三条の規定により設定されている場合に限る。本項において同じ。)の間において選定事項

(新設)

に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

3| 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一條 第一種事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

(関係地方公共団体及び一般からの意見聴取)

第十二條 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る配慮書(法第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。

〔の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。ただし、これらの者の意見を求めない理由を明らかにする場合は、この限りでない。〕

2| 配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず環境の保全の見地からの一般の意見(以下「一般の意見」という。)を求めた後において求めるよう努めるものとする。

3| 配慮書について第一項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付を行った後速やかに、一般の意見と同時に求めるよう努めるものとする。

(一般の意見の聴取の方法)

第十三條 前条第二項及び第三項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲

(新設)

(新設)

(新設)

げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日程度の適切な期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の名称

三 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類

四 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力

五 第一種事業実施想定区域

六 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

七 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

八 前号の書面の提出期限及び提出先その他当該書面の提出に必要な事項

2 | 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 官報に掲載する方法

二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに掲載する方法

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

3 | 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。

一 事業者の事務所

二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、当該関係地方公共団体の庁舎その他の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 | 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たっては、次に掲げ

る方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトに掲載する方法

二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体のウェブサイトに掲載する方法

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

（関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）

第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。

2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。

3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。

（新設）

<p>る。</p> <p>5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ第一種事業を実施しようとする者に対し意見を述べることできるものとする。</p> <p>7 第三項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。</p>	<p>（第二種事業の届出）</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。</p>
<p>（第二種事業の届出）</p> <p>第十五条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p>
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p>	

<p>六 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であつて、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法第十六条第一項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。</p> <p>七十三（略）</p> <p>十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ～ワ（略）</p> <p>二十三～二十八（略）</p> <p>（方法書の作成）</p> <p>第十七条 電気事業法第四十六条の四第一項に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>六 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であつて、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。</p> <p>七十三（略）</p> <p>十四 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、干潟、藻場、さんご群集、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸及び自然湖岸、河川の水際線が人工改変を受けていない河岸又は野生動植物の重要な生息及び生育の場である自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。</p> <p>十五～二十一（略）</p> <p>二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ～ワ（略）</p> <p>二十三～二十八（略）</p> <p>（方法書の作成）</p> <p>第三条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十六条の四第一項に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>
---	---

<p>254 (略)</p> <p>5 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第十八条 特定対象事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第四条第二項第一号又は第二号に掲げる地域に準ずるものとする。この場合において、同項第一号中「第一種事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。</p> <p>第十九条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十六条までに定めるところによる。</p>	<p>(特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握)</p> <p>第二十条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容(以下「特定対象事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「特定対象地域特性」という。)を把握するものとする。</p> <p>2 第四条第一項第一号及び第二号の規定は、前項の特定対象事業特性及び特定対</p>	<p>254 (略)</p> <p>5 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第四条 特定対象事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一 対象事業実施区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の区域であること。</p> <p>二 既に入手している情報によつて、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断されること。</p> <p>第五条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。</p>	<p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第六条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>一 事業特性に関する情報</p> <p>イ 特定対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種</p>	<p>254 (略)</p> <p>5 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。</p> <p>6 (略)</p>
---	---	--	--	---	---	--

象地域特性の把握について準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「第一条各号に掲げる事項」とあるのは「対象事業実施区域及びその面積」と、同号ロからへまでの規定中「第一種事業に」とあるのは「特定対象事業に」と、同号ホ中「(この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。)(に係る期間」とあるのは「に係る工法、期間」と、同項第二号イ(1)中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。）」とあるのは「大気環境」と、「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。）」とあるのは「環境基準」と、同号イ(2)中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。）」とあるのは「水環境」と、それぞれ読み替えるものとする。

類

ロ 特定対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の出力

ハ 対象事業実施区域及びその面積

ニ 特定対象事業により、設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要

ホ 特定対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)(に係る工法、期間及び工程計画の概要

へ その他の事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(次条第三項第一号及び別表第一から別表第五までにおいて「大気環境」という。)(の状況(環境基本法第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)(の確保の状況を含む。)

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(次条第三項第一号及び別表第一から別表第四までにおいて「水環境」という。)(の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3| 特定対象事業特性に関する情報を把握するに当たっては、当該特定対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

4| 特定対象地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、第十八条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一〇五（略）

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は

(6)| 下水道の整備の状況

(7)| 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び

当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8)| その他の事項

2| 前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、特定対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3| 第一項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、第四条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第七条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一〇五（略）

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は

既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として特定対象事業特性に応じて適切に区分された影響要因^二と行うものとする。

一・二 (略)

- 3| 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同号イ(2)中「騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)」とあるのは「騒音」と、「超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ(1)中「水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「環境要素」と、同項第三号中「環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。)」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、「事項(以下「選定事項」という。)」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。

既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因^二と行うものとする。

一・二 (略)

- 3| 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素^二と行うものとする。

一| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。)

イ| 大気環境

(1)| 大気質

(2)| 騒音

(3)| 振動

(4)| 悪臭

(5)| (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ| 水環境

(1)| 水質(地下水の水質を除く。別表第一から別表第五までにおいて同じ。)

(2)| 水底の底質

(3)| 地下水の水質及び水位

(4)| (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ| その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)

(1)| 地形及び地質

(2)| 地盤

(3)| 土壌

(4)| その他の環境要素

二| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。)

イ| 動物

ロ| 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第五までにおいて同じ。)

ロ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。次条第一項第六号及び別表第二において同じ。)

4| 第一項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

5| 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

一・二 (略)

(新設)

6| (略)

7| 第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第八条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第十二条までに

(削る)

4| 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

一・二 (略)

三 特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかかな場合

5| (削る)

(削る)

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第二十二條 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条

までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項において準用する第五条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法。

三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第三項において準用する第五条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環

定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項において準用する第五条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2| 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

3| 前項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

4・5| (略)

(手法の選定)

第二十三条 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一〇五 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

(新設)

2| 前項の規定による手法の選定は、第六条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

3・4| (略)

(手法の選定)

第九条 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第七条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。)を勘案しつつ、第六条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一〇五 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の

手法を選定するものとする。

一 特定対象事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、特定対象事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ〜ハ (略)

(調査の手法の選定の留意事項)

第二十四条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一〜五 (略)

2| 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「文献名」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時」と、「出自等」とあるのは「出自及びその妥当性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(削る)

手法を選定するものとする。

一 事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ〜ハ (略)

(調査の手法の選定の留意事項)

第十条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一〜五 (略)

2| 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 (略)

4| 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

(削る)

4| (略)

(予測の手法の選定の留意事項)

第二十五条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 (略)

二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

三・四 (略)

2| 第八条第二項の規定は、第一項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3| (略)

(削る)

5| 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6| (略)

(予測の手法の選定の留意事項)

第十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 (略)

二 予測の対象とする地域(次号、第三項及び別表第六から別表第十までにおいて「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

三・四 (略)

(新設)

2| (略)

3| 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数

4・5 (略)

(評価の手法の選定の留意事項)

第二十六条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに第二十八条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で行き渡り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二・三 (略)

(環境保全措置に関する指針)

第二十七条 法第十二条第一項の規定による特定対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。

第二十八条・第二十九条 (略)

(検討結果の整理)

第三十条 (略)

2 第二十八条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理

その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4・5 (略)

(評価の手法の選定の留意事項)

第十二条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で行き渡り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二・三 (略)

(環境保全措置に関する指針)

第十三条 法第十二条第一項の規定による特定対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第十七条までに定めるところによる。

第十四条・第十五条 (略)

(検討結果の整理)

第十六条 (略)

2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできる

するものとする。

3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理するものとする。

(事後調査)

第三十一条 (略)

2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 事後調査の必要性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 (略)

四 必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

3 (略)

4 事後調査の終了並びに当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(準備書の作成)

第三十二条 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第八号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであって、特定対象事業の内容に係るもの)についての第十七条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)に加え、次に

よう整理するものとする。

(新設)

(事後調査)

第十七条 (略)

2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

(準備書の作成)

第十八条 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第八号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであって、特定対象事業の内容に係るもの)についての第三条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)に加え、次に掲げ

掲げる事項を記載するものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(項目については第二十一条第七項に掲げる事項を、手法については第二十二條第四項に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。)

二 第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号に掲げる事項

4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項には、第二十七条から第三十一条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。

この場合において、第二十八条の規定による環境保全措置の検討の経過、第二十九條の規定による環境保全措置の検証の結果、第三十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

5 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項には、前条第一項の規定による検討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第三項各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

6・7 (略)

第三十三条 (略)

(報告書作成に関する指針)

第三十四条 特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。

る事項を記載するものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第七条から第十二条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(項目については第七条第七項に掲げる事項を、手法については第八条第四項に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。)

二 第十条第五項及び第六項、第十一条第三項から第五項まで並びに第十二条第一項第三号に掲げる事項

4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項には、第十三条から第十七条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第十四條の規定による環境保全措置の検討の経過、第十五條の規定による環境保全措置の検証の結果、第十六条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

5 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項には、第十七条第一項の規定による検討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第三項各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

6・7 (略)

第十九条 (略)

(新設)

(報告書の作成時期等)

第三十五条 特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。

(新設)

2 前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

3 必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

(報告書の記載事項)

第三十六条 前条の規定により報告書を作成するに当たっては、次に掲げる事項について、当該報告書に記載するものとする。

(新設)

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定対象事業の名称、特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の原動力の種類及び出力並びに特定対象事業が実施された区域等、特定対象事業に関する基礎的な情報

二 事後調査の項目、手法及び結果

三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

四 第二号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

五 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等

六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

2 前条の規定により報告書を作成するに当たって専門家等の助言を受けた場合は、当該専門家等の所属機関の属性を報告書に記載するよう努めるものとする。

3 特定対象事業に係る工事中に事業を実施しようとする者（この項において「事業主体」という。）が他の者（この項において「新主体」という。）に引き継がれた場合又は事業主体と供用後に運営管理を行う者（この項において「新運営管

<p>「理者」という。)が異なる等の場合は、当該新主体若しくは新運営管理者との協力又は当該新主体若しくは新運営管理者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。</p>	
<p>(フレキシブルディスクによる手続) <u>第三十七条</u> <u>第十五条</u>の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を様式第二により記録したフレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続) <u>第二十條</u> <u>第一條</u>の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を様式第二により記録したフレキシブルディスク及び様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>
<p><u>第三十八條</u> (略)</p>	<p><u>第二十一條</u> (略)</p>
<p>(フレキシブルディスクの記録方式) <u>第三十九條</u> <u>第三十七條</u>の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一～三 (略) 2 <u>第三十七條</u>の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 (フレキシブルディスクにはり付ける書面) <u>第四十條</u> <u>第三十七條</u>のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの記録方式) <u>第二十二條</u> <u>第二十條</u>の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。 一～三 (略) 2 <u>第二十條</u>の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 (フレキシブルディスクにはり付ける書面) <u>第二十三條</u> <u>第二十條</u>のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二 (略)</p>
<p>様式第1 (<u>第十五條</u>関係) (略)</p>	<p>様式第1 (<u>第一條</u>関係) (略)</p>

様式第2 (第37条関係)
(略)

様式第2 (第20条関係)
(略)

様式第3 (第37条関係)
(略)

様式第3 (第20条関係)
(略)

別表第1 (第21条関係)

別表第1 (第7条関係)

別表第2 (第21条関係)

別表第2 (第7条関係)

別表第3 (第21条関係)

別表第3 (第7条関係)

別表第4 (第21条関係)

別表第4 (第7条関係)

別表第5 (第21条関係)

別表第5 (第7条関係)

	環境要素 の区分		環境の自然的構成要素の良好な 状態の保持を旨として調査、予 測及び評価されるべき環境要素	(略)
	影響要因 の区分			
(略)	大気環境		(略)	(略)
	大気質	騒音及 び超低 周波音		
騒音及 び超低	振動	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	環境要素 の区分		環境の自然的構成要素の良好な 状態の保持を旨として調査、予 測及び評価されるべき環境要素	(略)
	影響要因 の区分			
(略)	大気環境		(略)	(略)
	大気質	騒音		
騒音	振動	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

周波音

別表第六（第二十三条関係）

別表第七（第二十三条関係）

別表第八（第二十三条関係）

別表第九（第二十三条関係）

別表第十（第二十三条関係）

別表第六（第九条関係）

別表第七（第九条関係）

別表第八（第九条関係）

別表第九（第九条関係）

別表第十（第九条関係）

○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（簡易な方法による環境影響評価）

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る簡易な方法による環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）第十六条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業

（簡易な方法による環境影響評価）

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る簡易な方法による環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）第二条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業を行おうとする者の見解を明らかにすることにより行うものとする。

<p>を「行おうとする者の見解を明らかにする」として行おうとするものとする。</p> <p>2 (塗) 様式第46の2 (第61条の9関係) 環境影響評価方法書届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 (名称及び代表者の氏名)</p> <p>環境影響評価法第5条第1項及び第6条第1項に基づき、方法書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第46条の5の規定により、別添のとおり届け出ます。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p>	<p>2 (塗) 様式第46の2 (第61条の9関係) 環境影響評価方法書届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 (名称及び代表者の氏名)</p> <p>環境影響評価法第5条第1項に基づき、方法書を作成しましたので、電気事業法第46条の5の規定により、別添のとおり届け出ます。</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p>
---	---